



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主

資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（45歳）は、妻Bさん（45歳）と長男Cさん（10歳）との3人家族であり、妻Bさんとともに雑貨店を営んでいる。Aさんの店は、10年前に開業した近隣の大手スーパーと競合し、経営が厳しい状態が続いていたが、最近では地元の固定客も増えてきて業績は安定しつつある。

Aさんは、今後も個人事業主として経営に専念し、健康な限り夫婦そろって店を続けていきたいと考えているが、45歳になったこともあり、老後の生活資金について準備を始めたいと考えている。Aさんは、過去に国民年金保険料の納付が免除されていた期間があり、将来、自分の年金がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、自分に万一のことがあった場合の公的保障として、国民年金の遺族給付についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。AさんおよびAさんの家族に関する資料は、以下のとおりである。

AさんおよびAさんの家族に関する資料

(1) Aさん

- ・昭和46年7月10日生まれ
- ・公的年金の加入歴は下記のとおりである（見込み期間を含む）。

(20歳)

(60歳)

国民年金（第1号被保険者）					
保険料納付済期間	保険料未納期間	保険料全額免除期間	保険料半額免除期間	保険料納付済期間（見込み期間を含む）	
180月	36月	36月	36月	192月	
平成3年7月	平成18年7月	平成21年7月	平成24年7月	平成27年7月	平成43年7月

(2) 妻Bさん

- ・昭和46年4月20日生まれ
- ・18歳からAさんと結婚するまでの10年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第1号被保険者として加入している。

(3) 長男Cさん

- ・平成18年5月10日生まれ

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、年金額は、平成28年度価額に基づき、円未満を四捨五入すること。

計算式

・老齢基礎年金の年金額

$$780,100円 \times \frac{372月 + 36月 \times (\quad) + 36月 \times \frac{3}{4}}{(\quad)月} = (\quad)円$$

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、将来受け取ることができる年金額を増やす方法についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「保険料免除の承認を受けた期間の保険料を追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納ができるのは、追納が承認された月の前()以内の免除期間の保険料です。また、Aさんの場合、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納付し、65歳から受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことも可能です」

「Aさんは国民年金の第1号被保険者ですので、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付する方法や国民年金基金に加入する方法があります。

付加保険料を納付すると、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金に加えて付加年金として『() × 付加保険料納付済期間の月数』の算式により算出される額を受け取ることができます。付加保険料は、月額()です。

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せした年金を受け取るための公的な年金制度です。国民年金基金の掛金の額は、加入者が選択した給付の型や加入口数、加入時の年齢、男女の別で決まり、掛金の拠出限度額は月額()です。ただし、国民年金基金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付することができなくなります」

語句群

イ . 5年	ロ . 10年	ハ . 15年	ニ . 200円	ホ . 400円	ヘ . 600円
ト . 800円	チ . 5万1,000円	リ . 6万8,000円	ヌ . 7万円		

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現時点（平成28年9月11日）で死亡した場合に、妻Bさんが受給することができる国民年金の遺族給付について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、所定の保険料納付要件を満たしていますので、妻Bさんには遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の年金額は、78万100円に22万4,500円の子の加算を加えた100万4,600円（平成28年度価額）となります」

「Aさんは、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が20年以上ありますので、妻Bさんは、寡婦年金の支給を受けることができます。ただし、寡婦年金が支給されるのは、妻Bさんが60歳から65歳になるまでの間です」

「Aさんは、第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月以上ありますので、妻Bさんには死亡一時金が支給されます。ただし、妻Bさんが寡婦年金の受給を選択する場合は、死亡一時金の支給は受けられません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（40歳）は、妻Bさん（35歳）と長男Cさん（6歳）との3人家族である。Aさんは、長男Cさんの将来に向けた資産形成のため、上場株式と外貨建てMMFへの投資を行いたいと考えている。株式投資については、X社株式に興味を持っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社の概要は、以下のとおりである。

X社の概要

当期純利益（年間）	120億円
配当金（年間）	1株当たり10円
発行済株式数	3億株
株価	400円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置」(以下、当該非課税措置を「ジュニアNISA」といい、当該非課税口座を「ジュニアNISA口座」という)の仕組みについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「ジュニアNISAは、ジュニアNISA口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等について、通常は課税される配当金等や譲渡益が非課税となる制度です。未成年者が口座開設者となり、原則として、その親権者等が未成年者を代理して運用管理を行います。

ジュニアNISA口座に平成28年中に受け入れることができる上場株式等の限度額(非課税枠)は、()です。また、ジュニアNISA口座に平成28年中に受け入れた上場株式等の配当金等や譲渡益について非課税となる期間は、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長で()です。

なお、子や孫の将来に向けた長期投資というジュニアNISAの制度趣旨などから、ジュニアNISA口座に受け入れた上場株式等の配当金等や売却代金は、原則として、口座開設者が3月31日時点において()である年の前年の12月31日までジュニアNISAに係る口座外に払い出すことはできませんので、ご注意ください」

語句群

イ．60万円	ロ．80万円	ハ．100万円	ニ．120万円	ホ．3年間
ヘ．5年間	ト．7年間	チ．15歳	リ．18歳	又．20歳

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、株式の投資指標等について説明した。《設例》の X社の概要 に基づき、Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は、表示単位の小数点以下第1位を四捨五入すること。

「株価の割高割安を判断する目安となる代表的な指標として、PER（株価収益率）とPBR（株価純資産倍率）があります。X社の概要 に基づき、X社株式のPERを算出すると、（ ）倍となります。

次に、企業の収益性や成長性を測る代表的な指標として、ROE（自己資本利益率）があります。ROEは、PERとPBRを用いても算出することができ、X社株式のPBRを2倍、自己資本と純資産が同額であるとする、X社のROEは（ ）%となります。

さらに、配当金額から株主への利益還元度合いを測る指標として、配当性向があります。X社の概要 に基づき、X社の配当性向を算出すると、（ ）%となります。また、企業の内部留保と利益率から今後の成長率を予測する際に用いる指標であるサステナブル成長率は、ROEと配当性向を用いて算出することができ、X社のサステナブル成長率を（ ）%と（ ）%を用いて算出すると、（ ）%となります。

なお、これらの指標は相対的なものであり、同業他社の数値や業界平均値などと比較しながら使用するとよいでしょう」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、外貨建てMMFについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「外貨建てMMFは外国証券に該当しますので、その購入の際には、一般に、外国証券取引口座を開設し、外国証券口座管理料を支払う必要があります」

「外貨建てMMFを購入してから30日未満で換金した場合、換金代金から信託財産留保額が徴収されます」

「外貨建てMMFから受け取る分配金は、20.315%の税率による源泉分離課税の対象となりますが、換金した場合の譲渡益については、為替差益部分も含めて非課税とされています」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

製造業を営むX株式会社（青色申告法人、代表取締役社長であるAさんが発行済株式の全部を所有している。以下、「X社」という）の平成28年3月期の貸借対照表および損益計算書は、以下のとおりである。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	金額	負債・純資産の部	金額
現金預金	24,000	買入債務	73,500
売上債権（注）	57,200	短期借入金	20,000
棚卸資産	39,800	その他の流動負債	7,300
その他の流動資産	9,100	（流動負債合計）	（100,800）
（流動資産合計）	（130,100）	長期借入金	80,000
有形固定資産	135,400	（固定負債合計）	（80,000）
無形固定資産・投資	16,000	（負債合計）	（180,800）
（固定資産合計）	（151,400）	（純資産合計）	（100,700）
資産合計	281,500	負債・純資産合計	281,500

（注）割引手形22,800千円が控除されている。

損益計算書

（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）（単位：千円）

科目	金額
売上高	352,000
売上原価	205,000
（売上総利益）	（147,000）
販売費及び一般管理費	124,000
（営業利益）	（23,000）
営業外収益	400
営業外費用	3,600
（経常利益）	（19,800）
特別利益	1,200
（税引前当期純利益）	（21,000）
法人税、住民税及び事業税	7,300
（当期純利益）	（13,700）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》《設例》の貸借対照表および損益計算書に基づき、X社の各種経営指標等に関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

X社の所要運転資金は23,500千円であり、X社の売上高が4%増加すると所要運転資金は940千円増加する。

X社の流動比率は約129.07%、当座比率は約120.04%であり、いずれも100%を上回っているため、短期の支払能力に対する懸念は少ないと判断することができる。

X社の固定比率は約53.78%、固定長期適合率は約83.79%であり、いずれも100%を下回っているため、長期の支払能力に対する懸念は少ないと判断することができる。

《問8》 インタレスト・カバレッジ・レシオに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、空欄 のインタレスト・カバレッジ・レシオの算定にあたっては、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

「インタレスト・カバレッジ・レシオは、()に金融収益を加えた金額を金融費用で除して求めることができる。この指標は、企業の金利負担能力を分析するうえで重要な指標であり、一般に、この値が()ほど、企業の金利負担能力が高いことを示している。

X社のインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業外収益をすべて金融収益、営業外費用をすべて金融費用とした場合、()倍となる」

語句群

イ．当期純利益	ロ．経常利益	ハ．営業利益	ニ．売上総利益		
ホ．低い	ヘ．高い	ト．3.92	チ．5.61	リ．6.50	ヌ．40.94

《問9》 平成28年度税制改正における法人課税に係る改正事項に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

期末資本金の額が1億円を超える普通法人の場合、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の所得金額に対する法人税の税率は、23.4%である。
平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備および機械装置（鉱業用減価償却資産を除く）の減価償却方法について、定率法が廃止され、定額法に統一された。
雇用促進税制（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）について、一定の調整措置を講じたうえ、所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）と重複して適用を受けることができる。
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設され、一定の地方公共団体に寄附を行った法人は、当該寄附金が損金不算入となる代わりに、法人税、法人住民税および法人事業税の合計で寄附額の3割に相当する額の税額控除を受けることができる。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

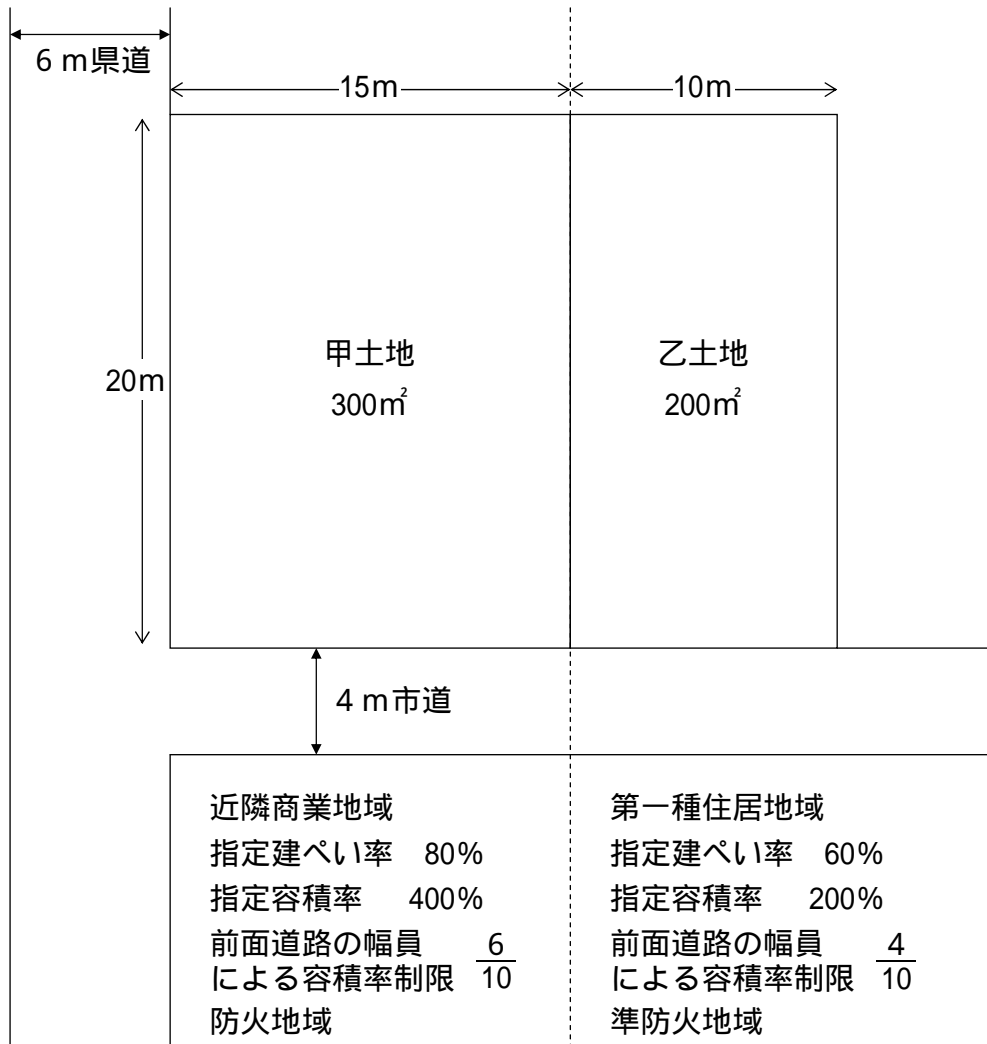
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、所有する土地が県の公共事業のために収用されることとなり、その対価として補償金の交付を受けた。X社は、事業拡大を企図して、当該補償金を充当して甲土地および乙土地を購入し、その一体地上に新たな事業所を建築することを計画している。

X社が購入を検討している甲土地および乙土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地および乙土地の概要



(注)

- ・ 甲土地は300m²の長方形の土地であり、乙土地は200m²の長方形の土地である。
- ・ 甲土地は、建ぺい率の緩和に関する角地の指定は受けていない。
- ・ 指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問12》 収用等の場合の課税の特例に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人の所有する資産が収用等され、交付を受けた対価補償金により代替資産を取得した場合、原則として収用等のあった日から（ ）以内に代替資産を取得するなどの要件を満たし、代替資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができる。

また、この圧縮記帳の適用を受けない場合で、原則として収用等による譲渡が公共事業の施行者から買取り等の最初の申出があった日から（ ）以内に行われているなどの要件を満たしているときは、譲渡益の金額と（ ）とのいずれか低い金額を損金の額に算入することができる。」

語句群

イ．3カ月	ロ．6カ月	ハ．1年	ニ．2年	ホ．3年	ヘ．5年
ト．2,000万円	チ．3,000万円	リ．5,000万円	ヌ．1億円		

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）の推定相続人は、妻Bさん（64歳）と長男Cさん（42歳）の2人である。

Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継して勇退することを決意した。Aさんは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」を活用して、所有するX社株式を長男Cさんに贈与することを検討している。

X社に関する資料は、以下のとおりである。

X社の概要

- (1) 業種 食料品製造業
- (2) 資本金等の額 7,500万円（発行済株式総数1,500,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）

(3) 株主構成

Aさん 1,200,000株
妻Bさん 150,000株
長男Cさん 150,000株

- (4) 株式の譲渡制限 あり

- (5) 従業員数 95人

X社株式の相続財産評価上の規模区分は「中会社の大」であり、特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	4.1円	3.5円
1株（50円）当たりの年利益金額	23円	18円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	316円	239円
株価	-	296円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- (7) X社株式の純資産価額方式による1株当たりの評価額 386円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》《設例》の X社の概要 に基づき、X社株式の1株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を計算した下記の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

計算式

・類似業種比準価額

$$\left(\quad \right) \text{円} \times \frac{4.1\text{円}}{3.5\text{円}} + \frac{23\text{円}}{18\text{円}} \times \left(\quad \right) + \frac{316\text{円}}{239\text{円}} \times \left(\quad \right) \times \frac{50\text{円}}{50\text{円}} = \quad \text{円}$$

・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

$$\text{円} \times \left(\quad \right) + 386\text{円} \times \left(1 - \left(\quad \right) \right) = \quad \text{円}$$

《問14》 X社株式の評価に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

X社の従業員数が100人以上となり、X社株式の相続財産評価上の規模区分が「大会社」となった場合、同族株主が取得するX社株式の価額は、純資産価額によって評価しなければならないが、類似業種比準価額による評価を選択することはできない。

類似業種比準価額は、経常的な配当を低く抑えることによって引き下げることができ、経常的な配当に代えて記念配当や特別配当などの非経常的な配当とした場合にも、類似業種比準価額を引き下げる効果が期待できる。

Aさんの勇退にあたり、X社が役員退職金規程に基づきAさんに対して役員退職金を支給した場合、X社の利益金額および純資産価額が引き下がるため、類似業種比準価額を引き下げる効果が期待できる。

《問15》「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」(以下、「本制度」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、後継者である受贈者(経営承継受贈者)が、『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』に基づく()の認定を受けた非上場会社の先代経営者である贈与者から、贈与によりその会社の株式等の全部または一定数以上を取得し、その会社を経営していく場合に、受贈者が納付すべき贈与税額のうち、猶予対象株式等に対応する贈与税の()の納税が猶予される制度である。猶予の対象となる株式等は、受贈者がその贈与前から既に有していたものを含めて発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限られる。

本制度の適用を受けるためには、受贈者は、贈与の時ににおいて認定贈与承継会社の代表権を有し、かつ、役員等に就任して()以上経過しており、受贈者および受贈者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者のなかで最も多くの議決権数を有することとなるなどの所定の要件を満たしている必要がある」

語句群

- | | | |
|----------|----------|----------|
| イ．所轄税務署長 | ロ．都道府県知事 | ハ．経済産業大臣 |
| ニ．5割相当額 | ホ．8割相当額 | ヘ．全額 |
| リ．3年 | ヌ．1年 | チ．2年 |
| ル．5年 | | |